

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 6 月 2 日現在

機関番号：11501

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009 ～ 2011

課題番号：21510254

研究課題名（和文）欧州の越境地域協力とヒトの移動に関する研究

研究課題名（英文）Cross-Border Cooperation in Europe and the migration

研究代表者

高橋 和（TAKAHASHI KAZU）

山形大学・人文学部・教授

研究者番号：50238094

研究成果の概要（和文）：本研究は、EU の越境地域協力（CBC）の制度化の進展のなかで、EU の域内外に跨がる地域におけるヒトの移動に関する制度がどのように確立されるかを明らかにすることを目的として行われ、EU 統合のためのツールとして導入された越境地域協力が、短距離のヒトの移動という日常的な移動が長距離のヒトの移動という非日常的な動きに翻弄されている状態を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is how to secure the cross border mobility in euroregions while the EU border control is getting strictly by Schengen Agreement and FRONTEX. The conclusion was that the control of the short distance migration was affected by the situation of the long distance migration. To secure the cross border mobility is essential for launching the cross border cooperation, therefore the new border control system for the short distance migration should be constructed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009 年度	700,000	210,000	910,000
2010 年度	600,000	180,000	780,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
総計	1,900,000	570,000	2,470,000

研究分野：複合領域

科研費の分科・細目：地域研究・地域研究

キーワード：ユーロリージョン、越境地域協力、EU、近隣諸国政策  
シェンゲン条約、FRONTEX、移民、国境管理

## 1. 研究開始当初の背景

欧州におけるミクロレベルの越境地域協力（Cross border Cooperation）は、EU の

INTERREG という補助金制度によって欧州全域に拡大し、現在その CBC の実施体であるユーロリージョンの数は 160 を超えており、

欧州の国境線をほぼ覆い尽くす勢いで拡大している。この状況から CBC は従来の国境線で区切られた国家の領域を相対化する。さらに、このユーロリージョンは、ミクロレベルの地域協力ではあるが、そのプロジェクトを実施するためには、国家の下位アクターとしての基礎的自治体や地方政府のみならず、EU という上位機構と国家の関与が必須とされている。そのために、CBC は国境線を地理的に横断するのみならず、EU、国家、地方自治体という垂直方向においても、国家の役割を相対化する。そうした意味において、CBC は、EU の統合において重要な役割を果たしてきた。

そのために EU は、CBC が本来期待されてきた経済的な発展が十分な成果を挙げることができない場合にも、国家間の信頼醸成に寄与しているという観点から評価されてきた。

EU はこの信頼醸成という役割を重視するゆえに、CBC を EU の域外地域を対象とする近隣諸国政策にも積極的に導入した。しかし、他方で EU はテロとの戦いを強調し、域外地域からのヒトの移動については、シェンゲン条約をはじめ、FRONTEX を創設し国境管理の厳格化を図った。こうした状況は、CBC によるヒトの移動の促進という方向性と相反するものである。

## 2. 研究の目的

欧州における越境地域協力、とりわけ冷戦期の東西欧州の分断線上に位置する東中欧諸国と EU との CBC は、域内・域外地域に跨るものであったが、段階的に EU に包摂することを将来の目標とするものとして国境管理を行ってきた。したがってヒトの移動を部分的な制度として認めることによって、シェンゲン条約との齟齬を乗り切ってきた。

しかし、将来 EU への加盟が目標とならない「近隣諸国」との越境地域協力において、ヒトの移動はどのように担保されるのだろうか。

こうした問題意識にたって、この研究では、

(1) 従来国境線を解放するための目的で作られたシェンゲン条約は、域外地域にたいしてどのような制約を設けているのか、

(2) シェンゲン圏とその域外地域は、ヒトの移動をどのように制度化していくのか、

(3) EU における国境管理の厳格化は、EU 域外地域との関係において、どのような影響を与えるのか、以上3点について明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

研究は、以下の二つの方向から行われた。

(1) 文献による制度分析、とりわけ国境管理の制度と労働移動を推進する制度を分析

し、相反する二つの制度がどのように整合性をとるのかを明らかにした。

## (2) 実態調査

EU の域内外に跨るユーロリージョンにおいてヒアリング調査を行った。

制度面の分析(1)と実態における問題点の把握(2)によって、ヒトの移動がどのように管理されているのか、その運用上の問題点を考察した。

## 4. 研究成果

(1) 越境地域協力の進展にとって、越境地域協力の制度化は「地域」を可視化する手段として肯定的に評価されてきた。しかし、EU による制度化は、地域の側が従来積み上げてきた自発的なボトムアップ・イニシアチブに対して、中央政府や EU のなどの上位アクターの関与が必須となり、地域の意向よりも中央政府や EU の戦略が重視されるようになり、地域と国家や EU の間で利害の齟齬が生じている。

(2) なかでも労働力の移動を進めることは、地域の側では地域協力を進めるうえで重要なポイントであるにもかかわらず、EU や国家の「テロとの戦い」や「自由・安全・正義 (AFSJ)」を掲げた安全保障政策の領域では、シェンゲン・アキをアムステルダム条約に組み込むことにより、EU の新規加盟国にはシェンゲン圏に包括されることは必然となり、EU の意図に沿った国境管理が強要されることになる。そのため、地域によっては、それまでの近隣諸国との間で構築された関係が、EU の論理によって分断されることになった。

(3) しかし EU の国境管理は、EU 全域において一貫したものではなく、国際情勢によって大きく影響される。

当初、EU の国境管理の対象となったのは、地中海地域、とりわけアフリカからの移民が顕著なスペインであった。この地域は植民地時代からの伝統的な関係から越境地域協力が行われていたが、CBC が行われている域内の移動よりも、西サハラやアフリカの中部地域からの長距離の不法移民が増加しており、その対策として国境管理を強化し、FRONTEX を重点的に配備し、不法移民の排除に乗り出した。この結果、入国できない不法移民が海上に放置され、死に至るといった事態を引き起こし、大きな非難を浴びることになる。

(4) FRONTEX による強制排除はアフリカからの不法移民の阻止に成功するが、その結果人の移動は、EU の南東部地域にシフトし、旧

東欧諸国が不法移民の通過ポイントとなり、東南欧では国境管理が強化されることになった。とりわけ2011年の「アラブの春」はトルコがこれらの中東諸国とビザなし協定を締結していたために、アフリカのみならず、中東諸国からも多くの人々がEUをめざして移動することになり、EUはこれらの不法移民のゲートウェイとなる地域にいつその国境管理の厳格化を要求することとなった。

(5) こうした状況からトルコと国境線を持つ旧東欧地域における国境管理が強化されることになる。EUは、EU域内への移動に際して、生体認証ができるパスポートの導入や高額なビザ制度をローカルな人の移動に対しても導入したため、短距離の日常的な人の移動もまた阻害されることとなった。

(6) EUの国境管理の厳格化に対して、地域の側の対応は、ローカル通行許可書の導入やポーランドでは在外ポーランド人に特別な枠を設けて国内のポーランド人と同じ基準で扱うという「民族枠」の導入を行うというものであった。

これは、地域の論理がEUの論理によって後退しないように試みられたものであったが、短距離移動と長距離移動の区別は外見的には判断できないために、運用においては難しさが残った。

(7) さらに「アラブの春」のような政治問題が関わっている場合には、政治難民と経済難民の区別が難しく、ゲートウェイとなるローカルポイントでは、EU/国家の関係が地域に転嫁されるという負荷が生じていた。

(8) EUにおける国境管理の厳格化は、EU域内の移動の自由を保障するという目的で締結されたシェンゲン条約をEU域外地域から「自由で安全な」EU領域を守るためのものという目的に転換したことを意味する。こうしたEUの論理は、EUへの加盟が将来の目標となっていない地域にとっては、EUからの排除の論理となる。

それゆえにEUへの統合/包摂のためのツールであったCBCはEUの排除の論理に従属させられてしまったといえる。

(9) EUの域内外に跨る地域においては、ローカルな地域協力の論理は必ずしもEUの地域協力の論理と一致しているわけではない。それゆえに、両者をどのように整合性を持たせるかが今後の課題となるが、近年の研究ではこの問題を人権という普遍的な概念に収斂することによって、EUの制度改革を求める傾向にある。

しかしヒトの移動の管理は安全保障上の

重要度に応じて幅があり、EU域内でも一律な基準では運用されていない。したがって地方の論理が強く主張される場所では、管理の強化に対する対抗手段を地域の側が取ることが可能となっているが、トップダウンで形成されたユーロリージョンにおいては、EUの論理をそのまま受け入れている。

こうした地域における対応の差を考慮するならば、普遍的概念に基づく制度構築ではなく、地域のステークホルダーを取り込んで、それぞれの地域に応じた問題解決のための国境管理の構築が必要である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計2件)

① 高橋和「越境地域協力と国境管理—シェンゲン条約と人の移動の管理をめぐって—」山形大学『法政論叢』第50号、2011年3月、1-27頁。(査読有)

<http://repo.lib.yamagata-u.ac.jp/handle/123456789/8182>

② 高橋和「地域協力の変容とEUの近隣諸国政策—東欧の視角—」多賀秀敏編『EUサブリージョンと東アジア共同体—地域ガバナンス間の国際連携モデル構築—』2009年、39-48頁。(査読無)

[学会発表] (計3件)

① 高橋和・柑本英雄・佐渡友哲・宮島美花・若月章・竹村卓・臼井陽一郎・多賀秀敏「地域主義再考：誰がアクターか？—サブリージョナリズムの可能性—」北東アジア学会第17回学術大会、2011年10月1日(於：北海商科大学、札幌)

② 高橋和「欧州における越境地域協力の変容—EU対ロシア?—」サブリージョン研究会、2011年2月4日、(於：早稲田大学、東京)

③ 高橋和「越境地域協力と国境管理—シェンゲン条約をめぐって—」北東アジア学会・東亜経済学会合同学術研究大会(於：韓国・東海市、東海コンベンションセンター)、2010年8月26日

[図書] (計3件)

① 高橋和他(共著)『国際関係学における地域』彩流社、2012年(近刊・初校終了)

② 高橋和・多賀秀敏他(共著)『グローバル時代のマルチ・レベルガバナンス—EUと

東アジアのサブリージョン比較』早稲田  
大学、2012年、総ページ数319頁(89-100  
頁)

- ③ 高橋和・秋葉まり子（共著）『EU 統合の  
流れのなかで東欧はどう変わったか』、弘  
前大学出版会、2010年、総ページ数192  
頁。（査読有）

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高橋 和 (TAKAHASHI KAZU)  
山形大学・人文学部・教授  
研究者番号：50238094